

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対応するため、グループ各社の経営責任を明確にし、各事業の業務執行と意思決定を迅速にすることを目的として、2002年8月に持株会社として設立されました。

当社におきましては、グループガバナンスの強化と経営の最適化、グループ経営における透明性、健全性向上のための経営管理体制の強化を重要な経営課題として位置付けており、株主その他ステークホルダーに対する責任を果たしていきたいと考えております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、経営の重要事項に関する意思決定及びその監督機関としての取締役会、執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会による構成を基盤としております。

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名のうち、2名を社外監査役とすることで、監査役としての独立性は保たれており監査機関として十分に役割を果たしていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ペアレンツ	2,676,800	24.61
佐藤 朋也	1,999,600	18.38
佐藤 耕一	654,200	6.01
オフィスあぐり株式会社	525,000	4.82
佐藤 新悟	380,000	3.49
ヒューマンホールディングス従業員持株会	364,100	3.34
野村 愛	327,200	3.00
株式会社Kobee	325,600	2.99
有限会社JPSKN	325,600	2.99
黒崎 耕輔	286,400	2.63

支配株主(親会社を除く)の有無

佐藤朋也

親会社の有無

なし

補足説明 更新

割合(%)は自己株式(109,201株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長である佐藤朋也及びその二親等以内の親族並びにそれらの者が議決権の過半数を保有する会社が当社の議決権の過半数を所有しており、佐藤朋也は支配株主に該当いたします。報告日現在において、当社と支配株主との間に取引はありませんが、将来に当社と支配株主等との間の取引が発生する場合には、一般の取引状況と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する予定であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小田島 英一	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田島 英一		----	小田島氏は、企業経営者として豊富な経験を有し、人材・財務等に関するコンサルティングに精通しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（5名）が担当しております。内部監査室は、年度内部監査計画にもとづき、当社及び子会社の業務全般にわたる内部監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役（1名）及び非常勤監査役（2名）で実施しております。監査役は、各部門責任者に対して適宜ヒアリングを実施しており、法令、定款及び規程等に違反する事実の有無について、重点的に監査を実施しております。また、代表取締役と定期的会合を行い、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、相互認識を深めております。さらに、グループ各社の監査役を含めた「グループ監査役会」を随時開催し、グループ全体の課題の共有を図り、監査方針の策定に役立てております。

内部監査室と監査役は、それぞれ監査計画書の作成にあたり相互に連携を図りながら、監査結果にもとづく当社グループの課題の共有を図るため、適宜打ち合わせを行っております。

内部監査室と会計監査人は、それぞれ監査計画書、監査報告書の閲覧等を通じて意見交換を行っております。

監査役と会計監査人は、「監査報告会」（年4回）において、実施した監査について相互に意見交換して課題を共有しております。

内部統制部門は、内部統制に係るグループ全体の課題の共有を図るため、内部監査室及び監査役会と適宜情報交換を行っております。

なお、監査役石橋康男、林耕作は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石橋 康男	税理士													
林 耕作	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石橋 康男		---	当該社外監査役は税理士としての経験が豊富で、税理士の立場から専門的な意見を述べ、適法な経営を行っていくために必要な監査役であると考えております。

林 耕作	○	独立役員に指定しております。	当該社外監査役は税理士としての経験が豊富で、税理士の立場から専門的な意見を述べ、適法な経営を行っていくために必要な監査役であると考えております。 ＜独立役員指定理由＞林氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、当社の主要株主ではありません。また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。さらに同氏は長年にわたり当社グループの社外監査役に就任され、当社の業務にも精通されております。よって、当社の独立監査役として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として指定することといたしました。
------	---	----------------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は役員報酬にて、担当部門の業績などを反映させて決定しております。また、ストックオプションなどの株式報酬は、外部要因による株式市場の動向を排除しきれない面もあるため採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等
 総額172百万
 取締役6名、総額148百万円
 監査役1名、総額9百万円
 社外役員3名、総額14百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬等は、代表取締役に一任することを取締役会で決議したうえで、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内にて、代表取締役社長が決定しております。取締役の報酬等の額の決定にあたっては、経営環境及びグループ全体の業績の動向、長期的な企業価値の増大を図るために有為な人材を確保できる報酬の水準等も勘案し、代表権の有無や、それぞれの取締役が果たすべきミッションとしての職務と責任、並びに功績の評価を反映しております。

監査役の報酬は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2003年6月27日であり、取締役の報酬の額は、年額600百万円以内、監査役の報酬の額は、年額50百万円以内と決議しております。

取締役会は、代表取締役社長佐藤朋也に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績

等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての職務・功績の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役の報酬等は、毎月金銭にて支給する確定額報酬、および中長期的な視点に立って経営にあたる観点から、在任中の職務執行の対価の後払いとして、取締役退任後、速やかに金銭にて支給する退職慰労金から成り、これらが個人別の報酬等の全額となります。なお、退職慰労金については、その報酬額や支給時期の決定を取締役会に一任することを株主総会で決議したうえで、内規に定める基準に従い支給します。当該基準は、在任中の個人別の報酬等の月額に、役職による一定の係数を乗じて得た金額を年額として、在任年数に応じて計算するものと規定されています。また、その金額に一定の功労加算を行うことができること、およびその上限割合も規定されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が職務の補助をすべき使用人の設置を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くことにしております。なお、社外監査役に対しましては、取締役会の付議事項を事前に通知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、経営の重要事項に関する意思決定及びその監督機関としての取締役会、執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会による構成を基盤としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日(2021年6月30日)現在、取締役8名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)の経営体制を構築しております。

多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、透明性、公平性を確保し、監査機能を明確化するため、社外取締役を1名選任しております。また、常勤監査役は、当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監査を行い、社外監査役は、豊富な知識と経験を有する税理士としての専門的な見地から厳正に監査を行うとともに、必要に応じて弁護士等からアドバイスを受け、経営の健全性と透明性の確保に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送日前に当社ホームページ及び東京証券取引所のTDnetにおいて早期開示を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに狭義の招集通知及び議案の英語版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、IR情報の考え方を「IRポリシー」として、ホームページに公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家、アナリスト等を対象にした決算説明会を、年2回(本決算・第2四半期決算の発表時)実施しております。当社の説明者は、代表取締役社長であり、主な説明内容としては業績の概要と今後の事業展開、業績の見通しであります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、適時開示資料については、ホームページ上にIR資料として掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは経営企画室が担当しております。IR担当役員は経営企画担当取締役であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や従業員の個人情報を保護する方針・規定、インサイダー取引防止に関する、内部者取引管理規定等、当社のステークホルダーの立場を尊重するための規程等を定め、その遵守徹底に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様の当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当グループに関する重要な情報(経営・事業・財務)の公正かつ適時・適切な開示を行う方針を持っております。また、当社の判断により当社を理解いただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

内部統制システムにつきましては、内部統制部門が金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。

取締役及び従業員は、「就業規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」の規程に基づき職務執行を行い、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に監査を実施しております。

損失の危険の管理に関する規程といたしましては、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」、「資産管理規程」、「個人情報保護規程」、「内部監査規程」、「内部者取引管理規程」等の各規程に基づき、リスク管理の整備、社員教育の徹底を図っております。

情報の保存及び管理に関する体制といたしましては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき管理しております。

子会社の管理といたしましては、「関係会社管理規程」に基づき子会社との密接な連携を図っております。

また、代表取締役社長及び経営企画担当取締役は、必要に応じて上記の業務の適正を確保するための体制の見直し、改善を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制といたしましては、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、一切関係を遮断し、不当要求行為等に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や顧問弁護士等の外部専門機関と密接に連携し、組織的に対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞

当社では、金融商品取引法等に基づき会社情報を適切に開示するために、以下の区分ごとに情報開示体制を整備しております。

(1) 決定事実

開示を要する重要な決定は、取締役会において決議することとしております。経営企画担当取締役は、開示が必要と判断した事項について、開示の内容を検討し公表いたします。

(2) 発生事実

開示を要する事実の発生を認識した関連部署および子会社は、その事実を認識した時点で経営企画担当取締役に報告することとしております。経営企画担当取締役は、開示の検討および判定を行い、開示の必要な発生事実について開示いたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報は、業績や配当予想の修正等の情報を経営企画担当取締役が取りまとめ、代表取締役社長の承認を経て開示いたします。

